

# 市長提出議案



今定例会では、三十三件の議案が提案されました。主な概要は次のとおりです。

## 条例

▽ 川越市立川越高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例を定めることについて

川越市立川越高等学校の授業料を平成二十年四月一日から改定するため、本条例の一部を改正したものです。  
改正の内容は、市内生の授業料を年額十一万一千六百元から十一万五千二百円に、市外生の授業料を年額十六万八千円から十七万四千円に改定しようとするものです。

## 請負契約

▽ 仮称川越市新清掃センターリサイクル処理棟新築工事請負契約について

西清掃センターの老朽化とごみ質の多様化に対応して、循環型社会形成の推進に資するため、仮称川越市新清掃センターリサイクル処理棟を新築する工事を、次のとおり行うものです。



- 契約の方法  
指名競争入札
- 契約の金額  
二十七億四百八十万円

○ 契約の相手方  
神鋼・岩堀・三澤屋・梶野・佐伯特別共同企業体

○ 工期  
本契約締結の日から平成二十二年三月十五日まで

○ 工事場所  
川越市大字鯨井七百八十二番地三

## 補正予算

今定例会には、一般会計補正予算一件、特別会計補正予算二件が提案されました。

これにより、平成十九年度本市予算の総額は、一般会計九百四十一億五百二十六万円、特別会計八百七億四千二百三十二万九千円、合計一千七百四十八億四千七百五十八万九千円となりました。

▽ 平成十九年度川越市一般会計補正予算(第一号)

歳入歳出予算の総額にそれぞれ十三億五千五百二十六万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ九百四十一億五百二十六万円としたものです。

この補正の主な内容は、歳入については、まちづくり交付金等について、関連する歳出予算の計上に伴う増額です。歳出については、市民要望の多い道路等に係る追加所要額を計上したものです。

▽ 平成十九年度川越市老人保健医療事業特別会計補正予算(第一号)

歳入歳出予算の総額にそれ

## 議決結果一覧

- ◆ 平成18年度川越市一般会計歳入歳出決算認定についてなど (13決算) - 継続審査 -
- ◆ 川越市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて - 原案可決 -
- ◆ 川越市職員退職手当条例及び川越市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて - 原案可決 -
- ◆ 川越市恩給条例等の一部を改正する条例を定めることについて - 原案可決 -
- ◆ 川越市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて - 原案可決 -
- ◆ 川越市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて - 原案可決 -
- ◆ 川越市開発許可等の基準に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて - 原案可決 -
- ◆ 川越市下水道条例の一部を改正する条例を定めることについて - 原案可決 -
- ◆ 川越市立川越高等学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例を定めることについて - 原案可決 -
- ◆ 仮称川越市新清掃センターリサイクル処理棟新築工事請負契約について - 原案可決 -
- ◆ 川越市道路線の認定について - 原案可決 -
- ◆ 川越市道路線の認定について - 原案可決 -
- ◆ 川越市道路線の廃止について - 原案可決 -
- ◆ 川越市道路線の認定について - 原案可決 -
- ◆ 川越市道路線の廃止について - 原案可決 -
- ◆ 川越市道路線の認定について - 原案可決 -
- ◆ 川越市道路線の廃止について - 原案可決 -
- ◆ 川越市道路線の認定について - 原案可決 -
- ◆ 平成19年度川越市一般会計補正予算(第1号) - 原案可決 -
- ◆ 平成19年度川越市老人保健医療事業特別会計補正予算(第1号) - 原案可決 -
- ◆ 平成19年度川越市介護保険事業特別会計補正予算(第1号) - 原案可決 -

それぞれ一億三百二十三万八千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ百九十九億三千六百五十四万九千円としたものです。

この補正の主な内容は、老人保健医療給付費県負担金の平成十八年度超過交付額の返還に係る所要額を計上したものです。



▽ 平成十九年度川越市介護保険事業特別会計補正予算(第一号)

歳入歳出予算の総額にそれぞれ一億八百八十七万七千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ百十四億三百七十七万七千円としたものです。

この補正の主な内容は、介護給付費国県負担金等の平成十八年度超過交付額の返還に係る所要額を計上したものです。

# 決算特別委員会



▽ 平成十八年度決算特別委員会委員の選任について

委員の構成は次のとおりです。

今定例会では、平成十八年度川越市一般会計歳入歳出決算認定についてなど十三決算が提案されたため、平成十八年度決算特別委員会を設置し、その審査を付託しました。  
九月二十一日に、同特別委員会を開催し、正・副委員長互選後、審査を行いました。  
九月二十六日に、審査の経過と結果について委員長報告を行い、審議の結果「継続審査」とすることに決定しました。

委員長	吉田光雄
副委員長	高橋剛
委員	若狭みどり
委員	小野澤康弘
委員	関口勇
委員	本山修一
委員	石川智明
委員	菊地実
委員	石川隆二
委員	石川良三郎

# 請願



▽ 悪質商法を助長するクレジットの被害を防止するため、割賦販売法の抜本的改正を求める意見書を政府等に提出することを求める請願書

今定例会に提出された請願で、趣旨は次のとおりです。

川越市議会が、国会及び経済産業省に対し、クレジット契約を利用した悪質商法被害・過剰与信被害を防止するため、割賦販売法を以下のとおり抜本的に改正するよう求める意見書を提出することを採択していただくよう請願致します。

- 一 過剰与信規制の具体化  
クレジット会社が、顧客の支払能力を超えるクレジット契約を提供しないように、具体的な与信基準を伴う実効性ある規制を行うこと
- 二 不正与信防止義務と既払金返還責任

クレジット会社には、悪質販売行為等にクレジット契約を提供しないように、加盟店を調査する義務、及び、違法な取引にクレジットを提供したときは、既払い金の返還義務を含むクレジット会社の共同責任を規定すること

三 割賦払い要件と政令指定商品制の廃止

一〜二回払いのクレジット契約を適用対象に含め、取引対象品目(政令指定商品制)を廃止することにより、原則としてすべてのクレジット契約を適用対象とすること

四 登録制の導入

個品方式のクレジット事業者(契約書型クレジット)について、登録制を設け、契約書面交付義務及びクーリング・オフ制度を規定すること



# 広域連合

▽ 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員の選挙について

彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員に二人の欠員が生じました。県内の市議会議員三人から立候補の届出があり、本市議会でも選挙を実施しました。

この選挙は、県内全ての市議会の選挙における得票総数により当選人が決定されます。

# 彩の国さいたま人づくり広域連合

川越市をはじめ県内の全市町村と県で組織し、市町村職員と県の職員の研修、市町村の人材交流、及び専門技術職員などの人材確保に共同で取り組んでいる特別地方公共団体です。平成11年5月14日に自治大臣から設立を許可され、同年7月1日から業務を開始しています。